

# 平成28年度 第8回 西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成28年11月21日（月） 午後2時25分から午後2時50分まで

2. 場所： 西宮市役所東館 805会議室

3. 出席者：

## 【委員】（12名）

（会長）	1番	吉田 昭光
（会長職務代理者）	2番	坂口 文孝
（委員）	5番	岡田 義治
	6番	茶谷 勝視
	7番	大前 輝雄
	8番	松本 俊治
	9番	森畑 義明
	10番	奥村 幸弘
	11番	丸 幸良
	12番	松田 秀夫
	13番	二本松 義人
	14番	高田 孝

## 【事務局】

（事務局長）	増尾 尚之	（産業部長）	部谷 昭治
（主査）	吉田 順二		
（副主査）	銭田 広之		
（副主査）	東 孝二		

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第10号】 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件  
<審議結果：承認>

【報告第26号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第27号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第28号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予に関する  
適格者証明書交付の件

【報告第29号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容：

午後2時25分 開始

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、7番 大前委員と、10番 奥村委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、これより議案審議に入ります。まず、議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。【議案書朗読】  
それでは、本日配付しております資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」、右上に“議案第10号 番号1”“議案第10号 番号2”とあるものをご覧ください。【資料説明】  
本資料のとおり、2件とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。  
以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いいたします。二本松委員、お願いします。

二本松委員 議案第10号についてご説明いたします。申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、番号1については県道51号線船坂橋バス停から南西へ約270mのところ、番号2については県道51号線船坂小学校前交差点から南東90mのところにあります。

申請農地については、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は、船坂第二農会に所属しており、当該農地の周辺にも多数の農地を家族と共に耕作され、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件を満たしています。また、農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。

以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 なければ、議案第10号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第10号につきましては、許可することといたします。

それでは、これより報告案件に入ります。まず、報告第26号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第26号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書2ページをご覧ください。【議案書朗読】

以上3件とも、農地は市街化区域内にあり、添付書類も含めて法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第27号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局 報告第27号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」でございます。議案書3ページをご覧ください。【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理しましたのでご報告いたします。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同 (質問意見なし)

議 長 質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第28号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続

税の納税猶予に関する適格者証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第28号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予に関する適格者証明書交付の件」でございます。議案書4ページをご覧ください。【議案書朗読】

番号1につきましては、現地調査の結果、申請農地は畑として適正に肥培管理されていることを確認いたしました。また、願出人は、農家台帳から年間60日以上農業に従事し、農業経営における中心的な存在であり、今後も引き続き農業経営を行う旨の意思表示をされております。

番号2につきましては、現地調査の結果、申請農地は畑として適正に肥培管理されていることを確認いたしました。また、願出人は、農家台帳から1年に300日農業に従事し、農業経営における中心的な存在であり、今後も引き続き農業経営を行う旨の意思表示をされております。

以上2件とも、申請書類は添付書類も含め法定要件を完備しており、会長専決により証明書を交付しましたのでご報告いたします。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

続きまして、報告第29号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第29号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」でございます。

【議案書朗読】

現地調査及び関係委員の皆様への確認の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はございませんか。

委員一同

(質問意見なし)

議長

質問もないようですので、本報告はこの程度にとどめます。

本日本日予定いたしておりました議案審議並びに報告案件はすべて終了いたしました。これもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時50分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

\_\_\_\_\_ ⑩

(委員)

\_\_\_\_\_ ⑩

(委員)

\_\_\_\_\_ ⑩